

### 第3 危険物関係法令と他法令との関係

危険物製造所等に関しては、消防法による規制のほか、他の法令により規制される場合があるので、事前相談等で質疑のあるものについては、設置者に対し直接組合市の担当課に相談するよう指導すること。

#### 1 建築基準法との関係

- (1) 建築基準法第48条（同法施行令第116条（危険物の数量）及び第130条の9（危険物の貯蔵又は処理に供する建築物））に規定されている用途地域別の危険物の制限量は、表4-3-1のとおりである。
- (2) 表4-3-1に掲げる危険物の2種類以上を同一敷地内の建築物に貯蔵しようとする場合において、危険物の数量の限度は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商の和が1までである。
- (3) 第1種低層住居専用地域内、第2種低層住居専用地域内及び第1種中高層住居専用地域内においては、危険物の貯蔵又は処理に供する専用建築物は設置できない。  
ただし、同地域内に建築許可を受けた学校等における給湯ボイラー、非常用発電設備の附属設備等については設置することができ、当該設備を危険物の貯蔵又は処理に供する専用建築物とすることができる。  
なお、表4-3-1に掲げる危険物の数量制限については、準住居地域における制限量以下とすること。
- (4) 表4-3-1に掲げる用途地域において、地下貯蔵タンクにより貯蔵する場合は、第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類については、その数量に制限はない。
- (5) 危険物の処理数量の算定について建築基準法上では「当該工場の作業場等において取り扱う危険物の瞬間における最大停滞量（作業場内の機械、管、貯蔵場等の中に存置することのできる危険物の最大数量をいう。（昭和28年7月14日住指発第913号建設省住宅局建築指導課長通達））」によるものとしている。

表 4－3－1 建築基準法の数量の制限

| 品 名<br>用 途 地 域 別                          | 第 4 類<br>第 1 石油類<br>第 2 石油類<br>第 3 石油類<br>第 4 石油類 | 左記以外の危険物                                     |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------|
|                                           | 貯蔵又は処理数量                                          |                                              |
| 第 2 種中高層住居専用<br>第 1 種住居<br>第 2 種住居<br>準住居 | 5 倍                                               | 1 倍                                          |
|                                           | (特定屋内貯蔵所、第 1 種<br>販売所にあつては、15倍)                   | (特定屋内貯蔵所、第 1 種<br>販売所にあつては、3 倍)              |
| 近隣商業<br>商業                                | 10倍                                               | 2 倍                                          |
|                                           | (特定屋内貯蔵所、第 1 種<br>及び第 2 種販売取扱所に<br>あつては、30倍)      | (特定屋内貯蔵所、第 1 種<br>及び第 2 種販売取扱所に<br>あつては、6 倍) |
| 準工業                                       | 50倍                                               | 20倍                                          |
|                                           |                                                   | (特定屋内貯蔵所、第 1 種<br>及び第 2 種販売取扱所に<br>あつては、50倍) |

## 2 都市計画法との関係

市街化調整区域において、屋外貯蔵タンク及び地下貯蔵タンク等の貯槽を設置する場合都市計画法（昭和43年法律第100号）により次のような規制がある。

- (1) 土地に定着した貯槽による危険物製造所等の設置は、都市計画法上認められないことがある。
- (2) 既存の事業所等で敷地面積の増加を伴わず、かつ、当該事業の実施に関連する危険物製造所等の設置又は増設についても、組合市に確認すること。

### 3 埼玉県及び組合市の緑化指導との関係

埼玉県及び組合市が、敷地面積によって緑化指導を設けていることがある。ついては、各機関の開発指導担当課と協議する必要がある。

一方、危険物製造所等については、延焼防止上及び消火活動上の観点から、保有空地、通路等が定められているが、これらの部分に関する緑化の対応については、従来特段の定めがなかったため、ややもすると、延焼防止上又は消防活動上支障となるおそれがあったことから、上述のとおり開発指導担当課と協議し、植栽範囲等を明確にし、適切な指導を図るものである。植栽要領等については、第3章第23「危険物製造所等の保有空地等における植栽」によること。